

社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野における利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び災害対策等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めるることは禁止。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。
- 政令で定めるものが安全基準に従って、ICチップの空き領域を本人確認のために利用。（民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。）

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供などに規定するものに限り可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行いう際の連携キーとして個人番号を用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評議会の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

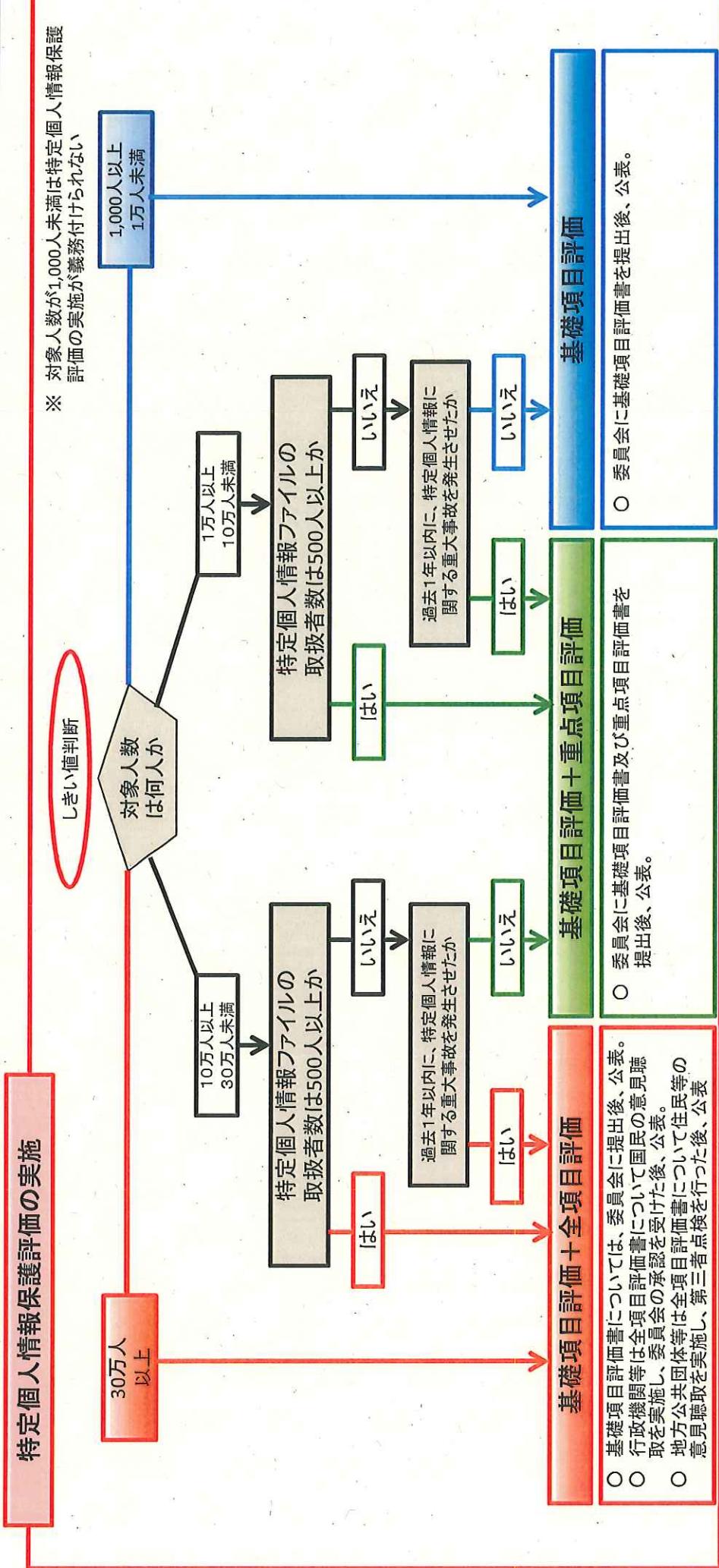
検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるとときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

特定期個人情報保護の実施評議会

特定個人情報保護計画評議會書

- 特定個人情報保護評価書を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するためには、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
 - 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があつた場合には、その都度更新し、評価書と併せて提出する。



○ 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに全項目評価又は全項目評価を実施するものと

- 判断されたにきは、特定個人情報保護計画を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行いうよう努める。

指針(第10-1(2))

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。

第10 委員会の関与
1 特定個人情報保護評価書の承認
(2)審査の観点
委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

- 個人情報保護審議会又は個人情報保護保護評価書による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によること也可。

- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。

- 特定個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

- なお、「特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」を委員会ホームページで公表している。

ア 適合性
この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
-しきい値判断に誤りはないか。
-適切な実施主体が実施しているか。
-公表しない部分は適切な範囲か。
-適切な時期に実施しているか。
-適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
イ 妥当性
特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

○ 委員会の指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
-しきい値判断に誤りはないか。
-適切な実施主体が実施しているか。
-公表しない部分は適切な範囲か。
-適切な時期に実施しているか。
-適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
○ 特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的一等に照らし妥当と認められるか。
-記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
-特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
-特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
-特定されたリスクを軽減するためには講ずべき措置についての記載は具体的か。
-記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等